

「やまがたの公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針」の変更について

変更の概要

➤基本方針の位置づけ

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」に基づき、国が定める基本方針に即し、県の木材利用の促進に関する基本方針を定めるもの。
- 平成23年3月30日策定（変更：平成30年3月29日）。

➤変更の趣旨

- 令和3年6月、脱炭素社会の実現に向けた機運の高まりや建築基準の合理化等により木材利用の可能性が拡大していることを背景に、法律が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正（同年10月施行）。法律の目的に「脱炭素社会の実現」が追加されたほか、対象が公共建築物等から一般建築物に拡大。
- 法律の改正に伴い国が基本方針を策定したことを受け、県基本方針について変更を行うもの。

➤基本方針の主な変更点

- 方針の名称を「やまがたの建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」に変更。
- 木材利用促進の意義に「脱炭素社会の実現」を追加。
- 民間建築物を含め、建築物全体における木材利用の拡大に向けた施策に関する項目を追加。
- 県が整備する公共建築物における木造化の目標を、「低層※の公共建築物について原則全て木造化」から「全ての公共建築物について原則木造化」に変更。
※主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物（高さ13m以下、軒高9m以下で延べ面積3,000㎡以下）



基本方針の概要（下線：変更箇所）

1 建築物における木材の利用の意義及び基本的方向（方針第2）

（1）木材の利用の促進の意義

- ・木材の利用を促進することは、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域経済の活性化や雇用の創出に寄与。
- ・木材は、「カーボンニュートラル」な特性を有し、脱炭素社会の実現にも貢献。

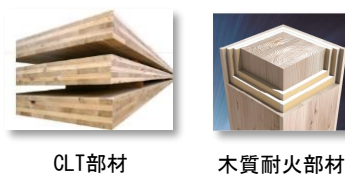
（2）各主体の取組

- ・県は、自ら率先して公共建築物における木材利用に取り組むほか、民間建築物における木材利用が促進されるよう、木造建築物の普及や人材育成などの施策を推進する。
- ・市町村は、木材利用に関する方針を策定するとともに、県と連携し県産木材の利用に取り組みやすい体制の整備に努める。
- ・林業従事者、木材製造業者その他の関係者は県産木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努める。

2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項（方針第3の1,3,5）

（1）木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材利用を促進するため、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の普及、木造建築物の設計・施工に携わる人材の育成等に努める。



CLT部材

木質耐火部材

（2）建築物木材利用促進協定制度の活用

法改正により新たに創設された「建築物木材利用促進協定」制度について積極的な周知に努める。

【協定制度の概要】

- 建築主となる事業者等が、建築物における木材利用の構想を実現するため、国又は地方公共団体と協定を締結することができる制度
- 国又は地方公共団体と協働・連携して木材の利用に取り組むことで、民間建築物における木材利用を促進し、脱炭素社会・持続可能な社会の実現を目指すもの

（3）公共建築物における木材利用の促進

建築資材はもとより、備品や工事資材、エネルギー源としても木材利用を促進する。

3 県が整備する公共建築物等における木材利用の目標（方針第4）

（1）木造化

技術やコスト面で困難なもの及び機能等の観点から木造化になじまないものを除き木造化を図るものとする。

また、技術開発やコスト面の課題解決状況等を踏まえ、県内で流通している無垢材を最大限利用するとともに、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材を積極的に活用する。

（2）内装木質化

高層・低層にかかわらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に県民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装木質化を図る。

（3）その他の木材利用

県産木材を使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、木質バイオマス燃料とする機器等の導入及び県産木材を原料とした燃料の調達に努める。



県庁ロビー



県園芸農業研究所

4 県産木材の適切な供給の確保に関する基本的事項（方針第5）

- ・木材が安定的に供給されるよう、木材の供給に携わるものが連携し、供給体制の整備に取り組む。
- ・木材製品の品質化や流通の合理化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むとともに伐採跡地の再造林を着実に実施する。

5 公共建築物の木造化等の推進体制（方針第6の1,3）

- ・公共建築物を企画する段階から木造化・木質化について十分検討を行い、木材利用を積極的に推進するとともに、工事を発注する際は特記仕様書に明示するなど県産木材の利用に努める。
- ・県の関係部局等で組織する「公共施設等県産木材利用拡大推進会議」（平成19年7月設置）において、各関係部局等が所管する公共建築物の木造化等の推進を図る。